

地元で気軽にわいわいと

農業交流センターで楽しむバーベキュー



▲「近場で楽しめるのがいいですね」と利用者。芝生の上では無邪気に駆け回る子どもたちの姿も

7月は梅雨が明け、夏の暑さが本格化する時期です。各地で海開きや山開きも行われ、野外活動を楽しむ人も多いのではないのでしょうか。昨年オープンした農業交流センターではアウトドア料理の定番、バーベキューができます。コンロや網、テーブルなどの必要な器材は施設で貸し出し。好きな食材を持ち寄り、食べ終わった後の片付けや洗浄の必要がありません。8月31日(日)までは夏期限定で平日の利用もできます(第2月曜日は休館)。青空の下、開放感のある芝生の上で気軽にバーベキューを楽しんでみませんか。利用方法など詳しくは同センター☎406-4778へお問い合わせを。同センターのホームページもご覧ください。

今号の紙面から

- ◆国民健康保険と後期高齢者医療制度……………2・3
- ◆犬の登録と狂犬病予防注射……………3
- ◆まちづくりふれあい講座……………4・5
- ◆火災予防条例を一部改正……………5
- ◆公民館の夏休み子ども教室・講座…5

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付を8月4日(月)から開始

26年1月1日現在で本市に住民票があり、それぞれの要件に該当する人に給付します。給付は1回限りです。該当すると思われる人には7月下旬に申請書(請求書)を発送します。

■給付要件

【臨時福祉給付金】
 ▼対象者 26年度の住民税(均等割)が非課税の人。課税者に扶養されている人や生活保護受給者などは対象外です ▼給付額 一人につき1万円。基礎年金や児童扶養手当などの受給者は1万5000円

【子育て世帯臨時特例給付金】

▼対象者 26年1月分の児童手当・特例給付の受給者で、25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人。臨時福祉給付金の対象者や、生活保護受給者などは対象外です ▼給付額 子ども一人につき1万円 ※公務員は所属している職場から申請書が配布されます。同様に交付される「児童手当(特例給付)受給状況証明書」を添付して申請してください

■申請方法・問い合わせ

送付された申請書(請求書)に必要な事項を記入し、必要書類を添付のうえ、〒276-8501市役所臨時福祉給付金グループ(第2別館1階)☎(481)8301に郵送または持参してください。郵送の場合は8月4日(月)～11月30日(日)(消印有効)、持参の場合は9月1日(月)～11月28日(金)の午前8時30分から午後5時まで受け付け(土曜・日曜日、祝日は除く)。詳しくは同封の説明書などをご覧ください。

●臨時給付金をかたった振り込み詐欺などにご注意ください
 市役所や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。このような不審な電話や郵便物があつた場合は、市役所、八千代警察署、警察相談専用電話(☎9110)に連絡を。
 (臨時福祉給付金グループ)

八千代台コース以外のコミュニティバスが7月31日(木)で廃止になります

試行運行しているコミュニティバスの7コースのうち、目標に達しなかった高津コース、勝田台コース、大和田コース、村上コース、平戸・小池コース、八千代中央駅コースについては、7月31日(木)で廃止になります。利用状況など詳細は7月15日号でお知らせします。※目標を達成した八千代台コースは8月以降も運行。睦、阿蘇の各通学支援コース(夏休み期間運休)は7月31日(木)で廃止になりますが、9月1日(月)以降は教育委員会が担当となり、通学支援バスを運行します

■バス廃止の説明会を実施 ①7月9日(水)阿蘇公民館 ②7月11日(金)睦公民館 ③7月15日(火)市役所5階第3会議室。いずれも午後2時30分から開始。事前の申し込みは不要です。直接会場にお越しください。
 (都市計画課)